

## 芦屋港の管理運営に係る基本協定書の締結について

芦屋港の活性化事業において活用する港湾施設（範囲）は、県有施設であるため、芦屋町において事業実施や施設運営を行っていくためには、地方自治法第 252 条の 14 に定める事務委託を行う必要があります。

しかし現状では、整備する施設の詳細や管理運営方法などはこれから調査検討、協議を行うもので、事務委託に関しては、施設整備の目途が立ち、管理運営方法など具体的な内容が定まってからの手続きとなります。

このため、今後福岡県及び芦屋町が事業を実施するにあたって、事務委託までの間の港湾施設運用に関する基本的な考え方を定めるものとして、福岡県と芦屋町との間で基本協定を締結しましたので、報告するものです。

### 1 基本協定の位置づけ

- 今後の福岡県及び芦屋町が実施する芦屋港活性化のための事業実施において、これまでに協議が整っている基本的な事項を定めたもの。
- 活性化の範囲は、地方自治法第 252 条の 14 に定める事務委託を行う。これに必要な「事務委託に関する規約」を締結するまでの間の、基本的な港湾の運用を定めるもの。

### 2 基本協定の内容

- 「芦屋港の管理運営に係る基本協定書」参照

以上

## 芦屋港の管理運営に係る基本協定

福岡県（以下、「甲」という。）と芦屋町（以下、「乙」という。）は、芦屋港の管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、芦屋港活性化に関連する事業を推進していくうえで必要となる、芦屋港の運営等に関する基本的事項について、甲乙の合意のもと定め、芦屋港の効率的な運営等と活性化に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定で「運営等」とは、港湾の運営及び維持管理、並びにこれらに関する企画をいい、利用者に対するサービスの提供を含む。

2 この協定で「活性化区域」とは、別添図で示す、魚釣施設、ボートパーク、その他活性化を推進する区域をいう。

3 この協定で「関連事業」とは、活性化区域において甲若しくは乙が実施する施設整備をいう。

### （基本的合意）

第3条 活性化区域（別添図に示す活性化区域内の道路を除く）における運営等に関する事務について、甲から乙に、地方自治法第252条の14の規程に基づく事務の委託を行うものとする。

2 前項に基づき委託する事務の範囲は、甲乙が協議し定める。  
また、関連事業の整備完了後、規約を定めるものとする。

### （関連事業等）

第4条 甲は、魚釣施設及びボートパークの施設整備を行う。

2 乙は、前条第2項の規定により委託された事務の範囲内で、活性化区域において関連事業を実施する。

3 現在芦屋港を利用している物流関連の私企業が、別添図で示す物流関連ゾーンで事業を営むことが可能となるよう、甲は、現状をふまえ必要な施設整備を行う。

### （経費の負担等）

第5条 甲及び乙が、それぞれ行う関連事業の実施に要する経費はそれぞれが負担し、当該運営等の実施によって得られる利用料金等は、原則として乙の収入とする。ただし、活性化区域において甲が所有する土地、又は建物を、専ら営利を目的とする事業のため特定の第三者に使用させ、又は貸し付ける場合は、福岡県港湾管理条例第13条の規定による使用料は、甲の収入とする。

### （施設の大規模修繕）

第6条 甲が整備した施設の大規模修繕（災害復旧を含む）は甲が行うものとし、これに要する経費は、原則として甲が負担する。

(港湾計画)

第7条 本協定の目的を実現するために港湾計画の変更が必要な場合は、甲は、これについて地方港湾審議会の意見を聞くものとする。

(協定の解除)

第8条 甲若しくは乙において、この協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙が協議のうえ、この協定を解除することができるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、必要に応じて甲と乙が協議し、誠意をもって解決を図るものとする。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通保管するものとする。

令和2年9月30日

甲：福岡県福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県  
代表者 福岡県知事 小川 洋 印

乙：福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号  
芦屋町  
代表者 芦屋町長 波多野 茂丸 印

別添図

凡例	
	活性化区域
	魚釣施設
	ボートパーク
	物流関連区域
	道路

